

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(フロン排出抑制法)

第一種フロン類再生に関する運用の手引き

(第1版)

平成27年12月22日

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

目次

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I フロン排出抑制法の概要 | 2 |
| 1 目的 | 2 |
| 2 フロン類及びフロン類の種類の変換係数の定義 | 4 |
| 3 フロン類再生に係る制度の概要 | 5 |
| II フロン類の再生 | 6 |
| 1 第一種フロン類再生業者の許可 | 6 |
| (1) 第一種フロン類再生業者の許可を必要とする者 | 7 |
| (2) 申請手続き | 8 |
| 許可申請に必要な書類一覧 | 9 |
| (3) 第一種フロン類再生業者許可申請書の記載要領 | 10 |
| (3)－1 第一種フロン類再生施設等の構造 | 12 |
| についての記載の仕方 | 12 |
| (3)－2 第一種フロン類再生施設等の再生の能力 | 17 |
| についての記載の仕方 | 17 |
| (3)－3 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法 | 18 |
| についての記載の仕方 | 18 |
| (4) 許可申請に係る添付書類 | 26 |
| (4)－1 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面 | 27 |
| (4)－2 再生したフロン類の用途に応じた適切な再生が | 28 |
| できることを説明する書類 | 28 |
| (4)－3 第一種フロン類再生施設等の再生の能力 | 29 |
| を説明する書類 | 29 |
| (4)－4 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画 | 29 |
| (4)－5 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法 | 31 |
| を補足する書類 | 31 |
| (5) 許可審査基準 | 31 |
| (5)－1 構造に関する基準について | 31 |
| (5)－2 能力に関する基準について | 32 |
| (5)－3 使用及び管理に関する基準について | 32 |
| 2 許可後の手続等 | 34 |
| (1) 主務大臣による許可の実施 | 34 |
| (2) 許可の更新 | 34 |
| (3) 変更の許可・届出 | 35 |
| (3)－1 変更の許可申請 | 35 |
| (3)－2 変更の届出 | 36 |
| (4) 廃業等の届出 | 37 |
| (5) 主務大臣による許可の取消し等 | 38 |
| 3 第一種フロン類再生業者の再生義務等 | 39 |
| 4 再生証明書 | 41 |
| 5 第一種フロン類再生業者の記録 | 45 |
| 6 主務大臣への報告 | 46 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| Ⅲ 資料 | 48 |
| 1 第一種フロン類再生業者許可申請書（省令様式第5） | 49 |
| 2 第一種フロン類再生業者変更許可申請書（省令様式第5） | 50 |
| 3 第一種フロン類再生業者許可の更新申請書（省令様式第5） | 51 |
| 4 第一種フロン類再生業者変更届出書（省令様式第6） | 52 |
| 5 第一種フロン類再生量等に関する報告書（省令様式第7） | 53 |
| 6 法第51条第2号の各項目に該当しないことを誓約 した旨の書面の例 | 54 |
| 7 第一種フロン類再生量等の記録の参考様式 | 55 |

はじめに

エアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器等に冷媒として使用されているフロン類のうち、CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)は、大気中に排出されるとオゾン層を破壊するため、モントリオール議定書の削減対象ガスとして国際的に削減が進められ、我が国においては、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(以下「オゾン層保護法」という。)により CFC の生産等を 1995 年に全廃し、HCFC については 1996 年以降段階的に生産等を削減し、2020 年に廃止する予定です。

また、フロン類(CFC、HCFC、HFC)は、極めて温室効果の高いガスであり、地球温暖化防止の観点から、モントリオール議定書では削減対象となっていない HFC(ハイドロフルオロカーボン)が京都議定書において削減対象ガスとされています。京都議定書では二酸化炭素等7種類のガスが温室効果ガスとして削減対象とされていますが、そのうち代替フロン等4ガスの分野では、産業界による自主行動計画の策定等、各用途で排出削減に向けた取組が進められています。

しかしながら、フロン類の冷媒用途については、一部でノンフロン機器が実用化されているものの、本格的なノンフロン機器、代替冷媒の導入には至っておらず、今後、オゾン層を破壊するフロン類である HCFC からオゾン層を破壊しないフロン類である HFC への転換が進展するのに伴い、極めて温室効果の高い HFC の使用量、排出量が増加することが見込まれています。このため、冷媒用途で用いるフロン類の大気中への排出量を抑制する必要があります。

冷媒用途のフロン類の排出抑制対策としては、平成 13 年に業務用の冷凍空調機器を廃棄する際のフロン類の回収等を義務付けた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」という。)が制定・公布されています。平成 18 年6月には、行程管理制度の導入、機器整備時のフロン回収の義務化等を追加した法改正が行われました。

しかしながら、今後、HFC の排出量が増大する見込みであること、従来のフロン回収・破壊法によるフロン類の回収率が低迷していること、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えいが従来の想定よりも相当程度多いことが判明したこと、国際的な規制強化の動きがあることを踏まえ、フロンの回収・破壊だけでなく、フロン製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要とされました。

このため、これまでフロン回収・破壊法に基づき実施されてきた業務用冷凍空調機器の廃棄時等における使用済みフロン類の回収・破壊に加え、フロン類及びフロン類使用製品に係るフロン類の使用の合理化並びに使用段階におけるフロン類の管理の適正化を促進し、フロン類の充填業の登録制及び再生業の許可制の導入等の措置を講ずることにより、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 39 号。)が第 183 回通常国会で成立し、平成 25 年6月 12 日に公布され、平成 27 年4月 1日から施行されました。

また、本改正に伴い、法律の名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関

する法律」(以下「フロン排出抑制法」という。)に改められました。

本運用の手引きは、「フロン排出抑制法」の円滑な施行に当たり、法律、政省令等の考え方を、特にフロン類の再生を行う事業者向けに、フロン類の再生に関する事柄を中心に解説したものです。

I フロン排出抑制法の概要【図1、図2、図3参照】

1 目的

フロン類の大気中への排出を抑制するため、「特定製品」からのフロン類の回収・破壊、再生の促進等に関するシステム及び国、事業者等の責務を定めたものです。

図1 フロン排出抑制法の全体像

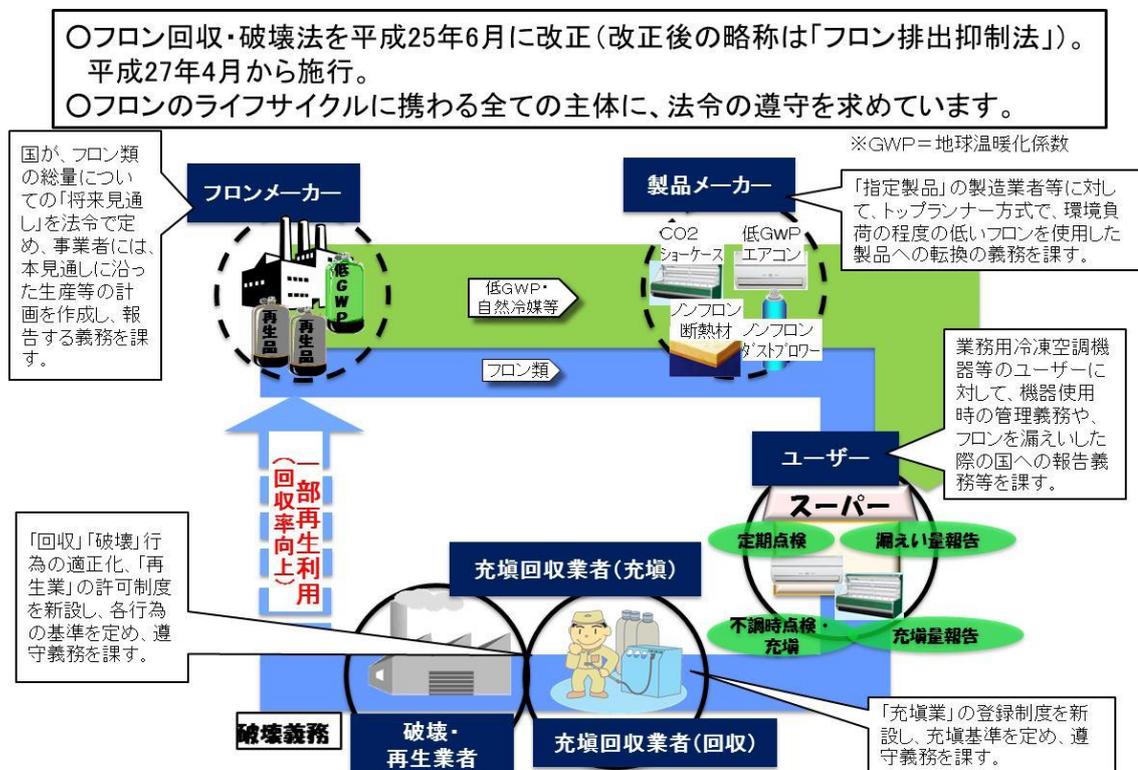


図2 整備時のフロン類の流れ

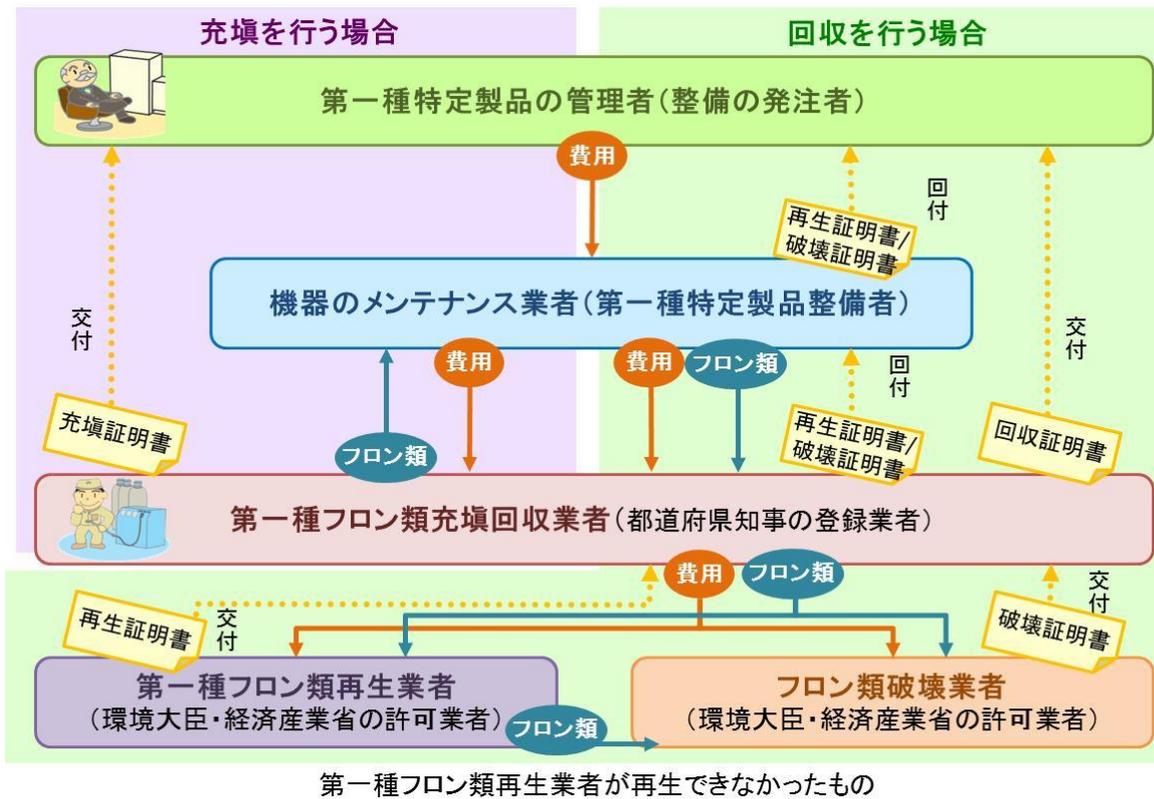
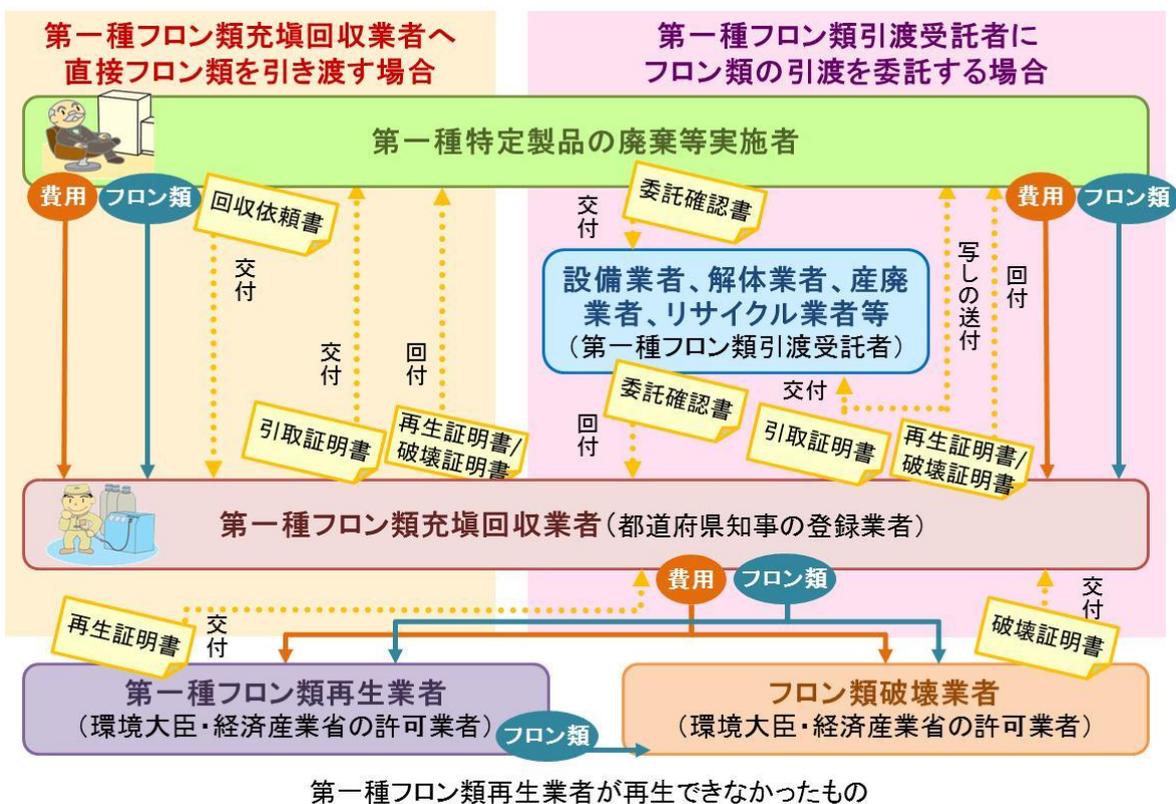


図3 廃棄時等のフロン類の流れ



2 フロン類及びフロン類の種類の変義

※以降の条項号については、フロン排出抑制法に基づく省令の条項号を示します。

①フロン類

(定義)

法第二条：この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。

「フロン類」とは、オゾン層破壊物質であるクロロフルオロカーボン(CFC)とハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)^(※)、オゾン層破壊物質ではないが温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン(HFC)です。

(※)CFC、HCFCについても、温室効果が高いものもあります。

「フロン類の種類」とは、省令第1条第3項の規定により、国際標準化機構の規格817に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類(冷媒番号ごとの種類)です。

なお、①CFC、②HCFC、③HFCの3区分に分類すると、主なものは以下のとおりです。

| CFC | HCFC | HFC |
|-------|------|--------|
| ・R12 | ・R22 | ・R134a |
| ・R502 | | ・R404A |
| | | ・R407C |
| | | ・R410A |

②第一種特定製品

(定義)

法第二条：

3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器以外の機器をいう。）であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの（第二種特定製品を除く。）をいう。

一 エアコンディショナー

二 冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。）

4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）第二条第八項に規定する特定エアコンディショナーをいう。

「第一種特定製品」とは、業務用冷凍空調機器、すなわちフロン類が充填されている業務用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器(フロン類が充填されている自動販売機を含みます。)です。

「第二種特定製品」とは、カーエアコンすなわち自動車に搭載されているエアコンディショナーです。

なお、家庭用冷蔵庫及び家庭用エアコンは本法においては対象となっていませんが、これは平成13年4月から完全施行された「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)で、別途フロン回収の仕組みが整備されているためです。

3 フロン類の再生に係る制度の概要【図4参照】

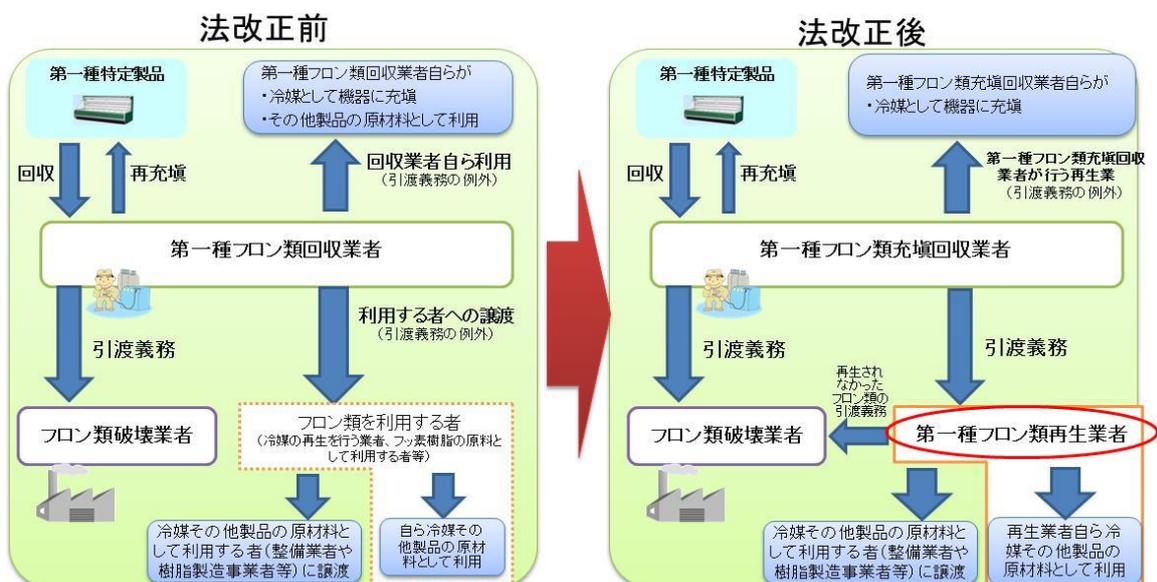
第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を再生する業者は、第一種フロン再生業者として、主務大臣の許可を受けなければなりません。

第一種フロン類充填回収業者は、引渡義務に基づいてフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に対し、当該フロン類を引き渡さなければなりません。逆に、第一種フロン類再生業者は、第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取った場合において、当該フロン類の再生を行うときは、フロン類の再生を行わなければなりません。

また、第一種フロン類再生業者は、省令で定める再生に関する基準に従って、フロン類を再生し、年度毎に再生量等を主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣。以下同じ。)に報告しなければなりません。

図4 フロン類の再生に係る制度の概要

○改正法では、新たにフロンの「再生」行為を定義し、フロン類破壊業者と並ぶ回収したフロン類の引渡し先として「第一種フロン類再生業者(国による許可制)」を位置づけました。
 ○なお、この改正により再生フロン類が活用されれば、フロン類の新規製造・輸入が抑制され、フロン類の回収率向上や資源の有効利用に資することも期待されます。



II フロン類の再生

1 第一種フロン類再生業者の許可

(定義)

法第二条：

11 この法律において「第一種フロン類再生業」とは、第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生（ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）を業として行うことをい、「第一種フロン類再生業者」とは、第一種フロン類再生業を行うことについて第五十条第一項の許可を受けた者をいう。

(第一種フロン類再生業者の許可)

法第五十条：第一種フロン類再生業を行おうとする者は、その業務を行う事業所ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、第一種フロン類充填回収業者が、主務省令で定めるところにより、フロン類の再生の用に供する施設又は設備（以下「第一種フロン類再生施設等」という。）であって主務省令で定めるものにより第一種フロン類再生業を行う場合は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 再生をしようとするフロン類の種類
- 四 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及びその再生の能力
- 五 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法
- 六 その他主務省令で定める事項

(許可の基準)

法第五十一条：主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ハ 第五十五条の規定により許可を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
 - ニ 第一種フロン類再生業者で法人であるものが第五十五条の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類再生業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
 - ホ 第五十五条の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(1) 第一種フロン類再生業者の許可を必要とする者

第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生(ろ過、蒸留その他の方法により当該フロン類と混和している不純物を除去し、又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整することにより、当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければなりません。

ただし、第一種フロン類充填回収業者が、省令第54条第1項で定めるところにより、第一種特定製品から自らが回収したフロン類を、同条第2項で定める再生設備を用いて、自らが冷媒として充填するために再生を行う場合は、例外的に第一種フロン類再生業者の許可を得ずに行うことができます。

許可を受けないで第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行った者及び不正の手段によって再生業の許可を受けた者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています(法第103条第4号及び

第5号)。

なお、冷媒用途以外に使用されているフロン類や、冷媒用途であっても第一種特定製品以外に充填されているフロン類(例えば、カーエアコン、家庭用冷蔵庫や家庭用エアコンに充填されているフロン類等)を再生する場合は、本許可の対象外です。

(2) 申請手続き

ア. 許可申請に係る申請書【P.49 参照】及び必要な書類【P.9 参照】を本手引きに従って揃え、経済産業大臣及び環境大臣あてに2通を作成し、経済産業省か環境省のどちらかに2通(又はそれぞれに1通ずつ)提出してください。

提出は、郵送でも差し支えありません。なお、審査の過程で、申請内容の説明のためにお越し頂くこともあります。

(連絡先・郵送先)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1511(代表)

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課フロン対策室

〒100-8975

東京都千代田区霞が関一丁目2番2号 中央合同庁舎5号館3階

電話 03-3581-3351(代表)

イ. 申請は事業所ごとに必要になりますので、複数の事業所で第一種フロン類再生業を行う者は、事業所ごとに別個に申請してください。

ウ. 第一種フロン類再生業者の許可に際して、登録免許税(9万円/件)が課税されます(新規許可時のみ必要であり、更新許可時、変更許可・変更届出時は不要です)。

納付は、麴町税務署又は日本銀行(本店、支店、一般代理店、歳入代理店)で行ってください。

その他の手数料等は不要です。

※申請の際に、登録免許税納付に係る領収書を添付してください。

エ. フロン類は、一般に圧力の高い液化ガスであるため、多くの場合、高圧ガス保安法に従い、所要の許可申請等(高圧ガス販売事業届、製造届、貯蔵届等)を行うとともに、設備の設置・運転・管理に際しては、同法による規定を遵守する必要があります。詳細は、事業を行おうとする都道府県(市町村等に権限委譲されている場合もあります。)の高圧ガス保安法担当窓口までお問合せください。

第一種フロン類再生業者許可申請に必要な書類一覧

| | 必要書類 | 説明の頁 | 記載例等の頁 |
|------|--|--------------|--------------|
| 申請書 | 表紙(様式第5) | P.10 | P.10 |
| | 別紙 X 第一種フロン類再生施設等の構造 | P.12 | P.15 |
| | 別紙 Y 第一種フロン類再生施設等の再生の能力 | P.17 | P.17 |
| | 別紙 Z 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法 | P.18 | P.22 |
| | 別表1 保守点検の項目・方法 別表2 異常事態の対応方法 | P.19 P.20 | P.24 P.25 |
| 添付書類 | 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面 プロセス(システム)フロー図 組立図、配置図等 装置説明図等 | P.27 | |
| | 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類 | P.28 | |
| | 第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類 | P.29 | |
| | 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画 | P.29 | |
| | 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類(取扱説明書、操作マニュアル等) | P.29 | |
| | 本人を確認できる書類(法人の場合の登記事項証明書又は個人の場合であって必要な場合の住民票写し) | P.26 | |
| | 申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面 | P.27 | |

提出の際はこの順番に束ねてください。

(3) 第一種フロン類再生業者許可申請書の記載要領

第一種フロン類再生業者許可申請書

平成〇〇年〇月〇日

経済産業大臣 ○○ ●● 殿
環境大臣 □□ ■■ 殿

(郵便番号) 123-4567
住所 ★★県霞が関市日本八丁目9番10号
名称 再生フロン株式会社
代表者の氏名 代表取締役 再生 一郎 印
電話番号 123(456)7890

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第50条第2項の規定により、第一種フロン類再生業の許可を申請します。

| | |
|-----------------------------|---|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名称 | 再生フロン株式会社 虎ノ門事業所 |
| 所在地 | (郵便番号) 987-6543 ☆☆県虎ノ門市永田町五丁目6番7号 電話番号 098(765)4321 |
| 再生をしようとするフロン類の種類 | CFC (R●●) HCFC (R●●●、R●●●) ← (注1) HFC (R●●) |
| 再生をしたフロン類の用途 | 冷媒 |
| 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力 | |
| 種類 | 蒸留精製式 |
| 数 | 1基 |
| 構造 | 別紙Xのとおり |
| 再生の能力 | 別紙Yのとおり |
| 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法 | 別紙Zのとおり |

住所は登記事項証明書又は住民登録上の表記に基づき記入。

フロン類再生業を行う者の名称及び代表者の氏名(法人の場合)又は氏名(個人の場合)を記入。

事業所ごとに別の申請が必要。事業所の名称は申請書及び添付書類内で統一すること。

・冷媒
・樹脂の原料
・洗浄用冷媒
のうち該当するものをすべて記入。

・蒸留精製式
・簡易蒸留式
・その他の方式(○式)
のうち該当するものを記入。なお、その他の方式の場合は括弧内に具体名を付記。(注3)

事業所における施設等の数を記入。(例:2基、4式等)

P.12 「第一種フロン類再生施設等の構造についての記載の仕方」に従って記入。(注2)

P.17 「第一種フロン類再生施設等の再生の能力についての記載の仕方」に従って記入。(注2)

P.18 「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法についての記載の仕方」に従って記入。(注2)

注1:「再生をしようとするフロン類の種類」については、CFC、HFC、HCFCの区分ごとに、括弧書きで冷媒番号を付記してください。(例:HCFC(R22))

注2:この申請書及び添付書類内において、他に「別紙」という表現は用いないでください。

注3:「第一種フロン類再生施設等の種類」は、次のうち該当するものを記入してください。なお、同一事業所内で異なる方式の施設が併設されているときは、各方式ごとに並べて記載してください。また、申請書の表の記載が複数になる場合は次のように同一形式で通し番号にしてください。

- ・蒸留精製式・・・主たる不純物除去装置が蒸留塔であるもの
- ・簡易蒸留式・・・主たる不純物除去装置が蒸留塔以外の蒸留装置であるもの
- ・その他の方式・・・蒸留精製式、簡易蒸留式以外のもの(帯電分離式等)

| | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|
| 再生をしようとするフロン類の種類 | | |
| | HCFC(R22) | HCFC(R22) |
| 再生をしたフロン類の用途 | | |
| | 冷媒 | 樹脂の原料 |
| 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力 | | |
| 種類 | 〇〇式 | △△式 |
| 数 | 1式 | 1式 |
| 構造 | 別紙Xのとおり | 別紙X'のとおり |
| 再生の能力 | 別紙Yのとおり | 別紙Y'のとおり |
| 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法 | 別紙Zのとおり | 別紙Z'のとおり |

(3)－1 第一種フロン類再生施設等の構造についての記載の仕方

(第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準)

省令第五十六条 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できる構造であること。
- 二 再生をしたフロン類を大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造を備えていること。
- 三 再生をされなかったフロン類（再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。以下同じ。）について、法第五十八条第二項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合（第一種フロン類再生業者がフロン類破壊業者である場合であって、当該第一種フロン類再生業者が自ら当該再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合を含む。第五十八条第一号二において同じ。）に、大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造その他の大気中に排出することなく適切に引き渡すために必要な構造を備えていること。
- 四 ろ過機、蒸留装置その他のフロン類と混和している不純物を除去するための装置又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整するための装置を備えていること。
- 五 第一種フロン類再生施設等が、使用及び管理の方法を実行するために必要な計測装置を備えていること。
- 六 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物（不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及び水分をいう。第五十八条第三号及び第五号において同じ。）の濃度について確認するために必要な分析機器を備えていること。ただし、十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託する場合は、この限りでない。
- 七 申請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を実行できるものであること。

申請書該当欄に「別紙Xのとおり」と記載して別紙を添付し、以下の各事項のうち存在するものは、下記例を参考に全て記載してください。【P.15 参照】

なお、ここに仕様、数などを記載する必要はありません。また、例えば、脱水装置と脱酸装置を一つの装置で処理している場合は、その旨が分かるように記載してください。

ここで記載した名称は申請書内で統一して使用してください（同じ装置等に異なる名称を付さないでください。）。

<別紙Xに記載する事項>

(蒸留精製式の施設等の例)

- a 不純物除去装置(蒸留塔(精留塔))、油分離器、脱水装置、脱酸装置、蒸発器、凝縮器、還流弁等の具体名を記載してください。)
- b 他のフロン類との混和装置
- c 再生をしようとするフロン類の供給装置(供給弁等の具体名を記載してください。)
- d 再生をしたフロン類の捕集装置(移充填装置、再生フロン類排出用排出弁等の具体名を記載してください。)
- e 使用及び管理に必要な計測装置(温度計、圧力計、流量計(ガス、液)等の具体名を記載してください。)
- f 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物(不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及び水分をいう。以下同じ。)の濃度の確認に必要な分析機器(純度測定に必要な器具等、水分分析機、電子天秤、酸分測定に必要な器具等の具体名を記載し、分析を委託する場合は別紙Z「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法」に委託内容や委託先等の必要事項を記載してください。)

分析機器を自ら保有している場合には、「自己所有」と記載し、当該機器の名称、メーカー名、型番号等を記載してください。

分析機器を自ら保有せず十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより確認する場合は、「委託分析」と記載し、委託する分析の内容、予定している委託先の氏名又は名称等について記載してください。また、委託により確認することを予定している場合で、申請時点において委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続を記載してください。

- g 再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡すための装置

再生残さ取り出し用排出弁、回収ポンペ、配管(当該再生施設等がフロン類破壊施設と連結した構造の場合)等の具体名を記載してください。また、引渡先として想定しているフロン類破壊業者名を記載してください。自らがフロン類破壊業者として再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合は、その旨記載してください。

(簡易蒸留式の施設等の例)

- a 不純物除去装置(油分離装置、脱水装置、脱酸装置、蒸発器、凝縮器、圧縮装置等の具体名を記載してください。)
- b 再生をしようとするフロン類の供給装置(供給弁等の具体名を記載してください。)
- c 再生をしたフロン類の捕集装置(移充填装置、再生フロン類排出用排出弁等の具体名を記載してください。)
- d 使用及び管理に必要な計測装置(温度計、圧力計、流量計(ガス、液)等の具体名を記載してください。)
- e 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物(不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及び水分をいう。以下同じ。)の濃度の確認に必要な分析機器(純度

測定に必要な器具等、水分分析機、電子天秤、酸分測定に必要な器具等の具体名を記載し、分析を委託する場合は別紙Z「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法」に委託内容や委託先等の必要事項を記載してください。）

分析機器を自ら保有している場合には、「自己所有」と記載し、当該機器の名称等を記載してください。

分析機器を自ら保有せず十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより確認する場合は、「委託分析」と記載し、委託する分析の内容、予定している委託先の氏名又は名称等について記載してください。また、委託により確認することを予定している場合で、申請時点において委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続を記載してください。

f 再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡すための装置

再生残さ取り出し用排出弁、回収ボンベ、配管(当該再生施設等がフロン類破壊施設と連結した構造の場合)等の具体名を記載してください。また、引渡先として想定しているフロン類破壊業者名を記載してください。自らがフロン類破壊業者として再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合は、その旨記載してください。

(その他の方式の施設等)

蒸留精製式、簡易蒸留式以外の方式で、省令第56条に基づく基準(第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準)に適合することを示すものとして、上記の例を参考に記載してください。

<別紙Xの記載例>

別紙X

第一種フロン類再生施設等の構造

- a 不純物除去装置
 - 1. 蒸留塔
 - 2. 油分離器
 - 3. 脱水装置(脱酸装置を兼ねる)
 - 4. 蒸発器
 - 5. 凝縮器
 - 6. 還流弁 等
- b 他のフロン類との混和装置
- c 再生をしようとするフロン類の供給装置
 - 1. 供給弁 等
- d 再生をしたフロン類の捕集装置
 - 1. 貯槽タンク
 - 2. 再生フロン類排出用排出弁
 - 3. 捕集用ポンベ 等
- e 使用及び管理に必要な計測装置
 - 1. 温度計
 - 2. 圧力計
 - 3. 流量計(ガス、液) 等
- f 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認に必要な分析機器
(自己所有の場合)
 - 1. ガスクロマトグラフ(○○社製、型番○○)
 - 2. カールフィッシャー式水分分析機
 - 3. 蒸発残分分析用電子天秤
 - 4. 酸分測定に必要な器具(ビーカー、ビュレット、滴定剤・○○指示薬) 等
(委託分析の場合)
 - 1. 委託先の氏名又は名称
 - 2. 計量証明事業登録番号
 - 3. 依頼分析項目 等

g 再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡すための装置

1. 再生残さ取り出し用排出弁

(破壊業者に引き渡す場合)

2. 回収ポンペ

3. 引き渡し先(破壊業者名及び破壊業許可番号を記載)

(自らが破壊業者として破壊する場合)

2. 配管

3. 破壊業許可番号

(3)－2 第一種フロン類再生施設等の再生の能力についての記載の仕方

(第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準)

省令第五十七条 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準は、第一種フロン類再生施設等において再生を行うことのできるフロン類の量が再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画に照らし適切であることとする。

申請書該当欄に「別紙Yのとおり」と記載して別紙を添付し、再生をしようとするフロン類の種類(CFC、HCFC、HFC(冷媒番号が異なるものは別の種類として取り扱う。))ごとに、第一種フロン類再生業を開始する日を含む年度以降5年間の各年度における再生処理可能量(トン)、年間引取計画量(トン)を記載してください。

第一種フロン類再生施設等の再生の能力 記載例

<別紙Yの記載例>

別紙Y

第一種フロン類再生施設等の再生の能力

HCFC(R22)

| | 年間再生処理可能量(トン) | 年間引取計画量(トン) |
|---------|---------------|-------------|
| 平成N年度 | | |
| 平成N+1年度 | | |
| 平成N+2年度 | | |
| 平成N+3年度 | | |
| 平成N+4年度 | | |

HFC(R○○)

| | 年間再生処理可能量(トン) | 年間引取計画量(トン) |
|---------|---------------|-------------|
| 平成N年度 | | |
| 平成N+1年度 | | |
| | | |

・
・
・

(3)－3 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法についての記載の仕方

(第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準)

省令第五十八条 法第五十一条第一号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

一 第一種フロン類再生施設等の種類に応じて、フロン類を大気中に排出することなく、再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できるよう、次に掲げる事項について、適切に定められていること。

イ 運転方法

ロ フロン類の供給方法

ハ 再生をしたフロン類の捕集方法

ニ 再生をされなかったフロン類の処理方法（再生をされなかったフロン類について、法第五十八条第二項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合の当該フロン類の捕集方法その他の引渡しの方法をいう。次号において同じ。）

ホ 再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法

ヘ 保守点検の方法

二 前号の運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法及び保守点検の方法を遵守するために、第一種フロン類再生施設等の状態を計測装置等により定常的に確認することとされていること。

三 再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度について、自ら保有する分析機器を使用すること又は十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより適切に確認することとされていること。

四 前二号の確認により第一種フロン類再生施設等の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。

五 再生をしたフロン類を冷媒その他製品の原材料として利用する者に譲渡する場合においては、当該譲渡の相手方に当該譲渡に係る再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果をあらかじめ通知することとされていること。

六 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。

申請書該当欄に「別紙Zのとおり」と記載して別紙を添付し、以下の8つの事項についてすべて記載してください。【P.22 参照】

1) 運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法

<運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法>

再生方式毎に、温度条件、フロン類の投入量(連続式の場合は時間あたり投入量、バッチ式の場合は一回あたりの投入量を記載)・流量、蒸留塔を用いる場合は蒸留塔内での還流時間、再生をしたフロン類の捕集方法等について具体的に記載してください。なお、冷媒番号毎に運転方法が異なる場合には、それぞれの運転方法を記載してください。

再生をしようとするフロン類について、混在している不純物の量が少ないフロン類を選定して再生に用いることにより、再生品の品質を確保する場合は、再生しようとするフロン類の選定に係る基準及び方法についても記載してください。

<再生をされなかったフロン類の処理方法>

再生をされなかったフロン類について、フロン類破壊業者へ引き渡す方法を記載してください。具体的には、再生をされなかったフロン類について、捕集方法、フロン類破壊業者への引渡しの方法(ボンベに充填し引き渡す等)、第一種フロン類再生業者自らがフロン類破壊業者として破壊を行う場合におけるフロン類破壊施設への搬出・供給方法(ポンプ及び配管にて供給等)を記載してください。

2) 再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法

再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類のそれぞれについて、保管場所の所在地、保管場所の保管量(一容器あたりの充填可能量(kg 単位)及び容器本数)を記載してください。

また、その保管の方法(屋内保管、屋外保管、高温を避けて保管及び専用ボンベ(タンク)で保管等)についても記載してください。

3) 第一種フロン類再生施設等の保守点検の方法

別表1【P.24 参照】に、日常点検、定期点検における具体的な点検項目、点検内容、保守方法を記載してください。フロン類の再生過程におけるフロン類の漏えい検知の方法についても、当該項目において説明してください。

なお、高圧ガス保安法に基づき日常点検、定期点検等の対応が適正になされる場合において、同一の点検行為をもって、本法に基づく点検と高圧ガス保安法に基づく点検を兼ねることは可能です。この場合、別表1には、高圧ガス保安法に基づいて日常点検、定期点検を行う旨及びその点検内容について記載してください。

・日常点検は、第一種フロン類再生施設等の使用開始時及び使用終了時に異常の有無を確認するほか、施設稼働日においては1日に1回以上施設等の作動状況

を点検し、異常が見つかった場合には必要な措置を講ずることとしてください。

・定期点検は、定期的(装置ごとに取り扱説明書等に基づく頻度)に、自主点検又はメーカーによる点検を行うこととしてください。

・日常点検、定期点検の点検結果については、その検査記録を作成し、これを一定期間保存することとしてください(推奨)。

4) 第一種フロン類再生施設等の状態の定常的な確認

第一種フロン類再生施設等の運転状況(再生施設等の運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法、保守点検の方法)等を確認するために、計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等について記載してください。

5) 異常事態への対応方法

別表2【P.25 参照】に記載してください。

6) 再生をしたフロン類の純度、不純物濃度等の確認方法

再生をしたフロン類の純度、不純物濃度(不凝縮ガス、蒸発残分、酸分、水分)を確認するための分析項目ごとの分析方法及び分析頻度(例えば、ロット単位等)について、記載してください。分析の一部又は全部を十分な経験及び技術的能力を有する者に委託する場合は、委託して行う分析項目ごとの分析方法及び分析頻度について記載してください。

【解説】十分な経験及び技術的能力を有する者

十分な経験及び技術的能力を有する者とは、環境計量士、計量証明事業登録事業者等の資格保有者のほか、特定の資格を保有していなくても、気体及び液体の濃度分析手法について資格保有者に準ずる知識を持ち、かつ、1年以上程度の分析業務経験を有する者などが該当します。

7) 再生をしたフロン類を譲渡する相手方への通知方法

再生をしたフロン類を譲渡する相手方に通知する事項(純度、不純物濃度の確認方法及び確認の結果等)、通知する手段(書面(手交、郵送等)、電子媒体(メール送付等))、通知の時期等を記載してください。

8) 第一種フロン類再生施設等の管理責任者の選任等

第一種フロン類再生施設等の管理責任者を選任し、当該管理責任者の所属・氏名を記載してください。

また、管理責任者の所属・氏名を第一種フロン類再生施設等の付近に明示することが望ましいです。

なお、管理責任者は、第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法について十分な知識を持ち、適切に運用できる者としてください。なお、必ずしも特定の資格を保有することや、特定の役職者であることは要しません。

<別紙Zの記載例>

別紙 Z

第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法

1. 運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法

(1) 再生方式 (〇〇式)

- a. 再生をするフロン類の種類 (H C F C (R22))
- b. 運転方法 (温度条件、蒸留塔を用いる場合は蒸留塔内での還流時間)
- c. フロン類の投入量・流量
- d. 再生をしたフロン類の捕集方法
- e. 再生をされなかったフロン類の処理方法

(2) 再生方式 (〇〇式)

- a.
- b.
- ...

※ 再生方式が異なる複数の再生施設等を使用する場合は、再生方式ごとに記載してください。

2. 再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法

(1) 保管場所

事業所敷地内のボンベ保管倉庫で保管する。

(2) 保管量 (フロン類の種類ごと、再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類ごとに記載する)

フロン類回収ボンベ (H C F C (R22) : 100ℓ /50 本、20ℓ /100 本、10ℓ /1,000 本等)

(3) 保管方法 (保管場所における、フロン類の種類ごと、再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類ごとの区分方法等を記載する。)

3. 第一種フロン類再生施設等の保守点検の方法

別表 1 のとおり。

日常点検、定期点検の検査記録は 5 年間保存する。

4. 第一種フロン類再生施設等の状態の定常的な確認

第一種フロン類再生施設等の運転状況に関して、確認方法の具体的内容を記載する。

- (1) 再生施設等の運転方法：計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等を記載
- (2) フロン類の供給方法：計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等を記載
- (3) 再生をしたフロン類の捕集方法：計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等を記載
- (4) 再生をされなかったフロン類の処理方法：計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等を記載
- (5) 保守点検の方法：計測する項目、計測装置の種類、測定頻度等を記載

5. 異常事態への対応方法

別表2のとおり

6. 再生をしたフロン類の純度、不純物濃度等の確認方法

- (1) 分析項目
- (2) 分析頻度
- (3) 物質ごとの分析方法

(分析機器を自ら保有している場合には、「自己所有」と記載し、当該機器の名称、仕様等を記載する。分析機器を自ら保有せず十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより確認する場合は、「委託分析」と記載し、委託する分析の内容、予定している委託先の氏名又は名称等について記載する。また、委託により確認することを予定している場合で、申請時点において委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続を記載する。)

7. 再生をしたフロン類を譲渡する相手方への通知方法

再生をしたフロン類を譲渡する際は、譲渡先に対し、分析結果等について譲渡に先立ち、書面にて通知する。

8. 第一種フロン類再生施設等の管理責任者の選任等

管理責任者

所属 ○○社 施設管理部長

氏名 ○○ ○○

管理責任者の所属・氏名を蒸留塔付近に掲示する。

(別表1)

保守点検の項目・方法

「何の状態」が「どうなっている(いない)こと」を確認するのかが記載してください。

左欄に記載した点検内容により判明した問題を解決するために行うことについて記載してください。

| | 点検項目 | → 点検内容 | → 保守方法 |
|------|--------|----------------------|----------------|
| 日常点検 | 移充填ポンプ | 運転時に異常な音、振動がしないことの確認 | 取り付けボルトを増し締めする |
| 定期点検 | 流量計 | 流量を実測し正しく表示していることを確認 | 分解、清掃、修理、部品交換 |

(別表2)

異常事態の判定・対応方法

| | 異常の内容 | 判定、表示方法 | 対応方法 |
|---------|----------------------|-------------------------|---------------------------------|
| 交換・切替関係 | 投入フロンの圧力低下 | 警告ランプの点灯 | 新しいボンベに交換 |
| 操作ミス関係 | 水道元栓の開け忘れ | 警告ランプの点灯 | 元栓を開けて給水を開始 |
| 損傷・故障関係 | 腐食による穴あき 電流・電圧の異常 | 警報の作動 インターロックによる自動停止 | 部位を確認して当該部品を交換 原因説明後必要に応じて修理 |

保守点検の時には特に問題が見つからなくても運転時に発生し得る異常について記載してください。

左欄に記載した異常の内容が操作者にわかるのは何が起こったことによるのか記載してください。
なお、点検ではないので「～を確認する」といった能動的なことは書かないでください。

発生した異常を解消して正常状態に戻すために行うことを記載してください。

投入フロン類の残量がなくなり次第、投入をやめる場合はこのような記載の必要はありません。

必須操作であるにもかかわらず元スイッチ等と連動していないようなものが他にもあれば同様に記載してください。

停電、地震等については、自動的に止まらない機器が動き続けることによって不適切なフロン再生が行われるといったことが無い限り記載する必要はありません。

大部分が損傷・故障関係のものと考えられますが、該当するものがあれば、「交換・切替関係」「操作ミス関係」の欄を設けて記載してください。該当するものがなければ欄を設ける必要はありません。

(4) 許可申請に係る添付書類

(第一種フロン類再生業者の許可の申請)

省令第五十五条：法第五十条第二項（法第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第一種フロン類再生業者の許可の申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次に掲げる書類を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
- 二 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面
- 三 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類
- 四 第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類
- 五 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画
- 六 申請書に記載した第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類
- 七 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第五十一条第二号各号に該当しないことを説明する書類

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第三十条の九の規定により、同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

ア. 本人を確認できる書類

・個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し（ただし、一部改正法全面施行後において、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用できる場合は不要）

・法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書

イ. 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面

【P.27 参照】

ウ. 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類

【P.28 参照】

エ. 第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類

【P.29 参照】

オ. 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画

【P.29 参照】

カ. 申請書に記載した第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類

【P.29 参照】

キ. 申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを説明する書面

申請者等が法第五十一条第二号の各項目に該当しない者であることを誓約した旨の書面【P7及びP.54 参照】を添付してください。

※ 同一事業者が、複数事業所について同時に申請する場合、ア及びキの書類は、申請しようとする事業所の数に関わらず、環境省か経済産業省のどちらかに2通（又はそれぞれに1通ずつ）とすることは可能です。

(4)－1 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面

※A3版又はA4版の書類で提出してください。

(A4版では文字等が読み難くなる場合にはA3版としてください。)

1. プロセス(システム)フロー図

・当該事業所における再生方式による再生のメカニズムを示しているもの

・再生の各プロセスと施設を構成する装置との関係を示しているもの

①再生されたフロン類、再生されなかったフロン類(再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。)及びこれ以外の再生時に発生した生成物の流れを、物質ごとに線種(実線、点線、鎖線等)で区別して記入してください。

②別紙X【P.15 参照】に記載した各装置名は漏れなく記号付きの四角囲みで明示してください。なお、本件に関係のない数字等を入れすぎないようにしてください。

2. 立面図、平面図等

・施設の組立図、配置図が記されているもの

・施設を構成する各装置の配置や接続の状況を示しているもの

・事業所敷地内における装置の設置場所を示しているもの

・再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類(再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。)の保管の場所を示しているもの

※別紙Xに記載した各装置名は、漏れなく記号付きの四角囲みとしその位置を明示してください。なお、外形寸法以外の詳細な寸法は極力消去してください。

3. 装置説明図

・不純物除去装置、他のフロン類との混和装置、フロン類供給装置、再生をしたフロン類の捕集装置、その他特に説明を要する装置の構造機能、材質を示しているもの。いずれの装置についてもフロン類の供給位置を明示してください

い。

- ・フロン類の再生にあたり再生をしようとするフロン類の選別を行う場合は、当該選別に使用する分析機器の構造機能等を示しているもの

(4)－2 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類

再生をしようとするフロン類と同等の性状を有するフロン類を試料^(※)として用いて、本申請における使用及び管理の方法に則して、第一種フロン類再生施設等を試験的に動作させた場合に得られるフロン類の再生の程度を説明するため、以下の項目について記載してください。

(※) 試料について

- ・実際に再生をしようとするフロン類と同等に不純物を含むもの、又は使用前のフロン類に再生をしようとするフロン類と同等の性状となるよう不純物を添加したものを試料として用いてください。

- ・再生をしようとするフロン類の純度、再生をしようとするフロン類と混和している不純物について、想定している濃度
(注意：混在している不純物の量が少ないフロン類を選定して再生に用いることにより、再生品の品質を確保する場合であって、フロン類の選定に係る基準及び方法に準拠して選定されたものを試料として用いる場合は、本項目の「再生をしようとするフロン類の純度、再生をしようとするフロン類と混和している不純物について、想定している濃度」に係る記載に加えて、申請書別紙Z「運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法」の欄に「フロン類の選定に係る基準及び方法」について記載する必要があります(記載方法の詳細は、本手引きP.19を参照してください。)
- ・再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物について、想定している濃度
- ・第1種フロン類再生施設等を試験的に動作させた際の
 - ① 試料として用いたフロン類の純度、混和している不純物の濃度(試験再生前)
 - ② 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度(試験再生後)
- ・分析方法(分析条件、分析手順、分析に使用した機器(機器名、型式、製造者名等)、分析を委託する場合は委託先の氏名又は名称)

ただし、許可申請時点において第一種フロン類再生施設等を保有していない場合は、以下の書類等に代えることが可能です。

- ・既に稼働している同型の第一種フロン類再生施設等が存在する場合は、当該同型の第一種フロン類再生施設等による再生の程度を説明する書類
- ・新規設計された第一種フロン類再生施設等の場合は、フロン類の再生に係る設計計算上の数値等を説明する書類(この場合、第一種フロン類再生業の許可後、

当該施設の運転によって得られた再生の程度を説明する書類を速やかに提出してください。なお、当該施設の運転によって得られた数値等が許可申請時に提出した設計計算上の数値等と大きく異なる場合は、変更許可(法第53条)、許可取消し(法第55条)の対象となる可能性があることに留意してください。

(4)－3 第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類

再生をしようとするフロン類の種類別(CFC、HCFC、HFC(冷媒番号が異なるものは別の種類として取り扱ってください。))の年間再生処理可能量の算出の方法を具体的に説明してください^(※)。その際、算出の根拠として、例えば、申請書に記載した使用及び管理方法に従って、第一種フロン類再生施設等を運転した場合における時間当たり再生処理可能量、各装置(蒸発器、凝縮器、ポンプ)の時間当たりの処理可能量、蒸留塔を用いる場合は蒸留塔内での還流時間、年間予定稼働時間(算出方法も明らかにすること)、再生処理量の実績等の諸元を明示してください。

^(※) 一部のフロン類の種類で他のフロン類の種類データを代用できる根拠を明確に示すことが可能な場合、他のフロン類の種類データの提出は必要ありません。

^(※) 同一型式の装置のデータがメーカー等にある場合は、そのデータを代用することができます。

(4)－4 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画

再生をしようとするフロン類の種類(冷媒番号が異なるものは別の種類として取り扱ってください。)ごとに、申請時点におけるフロン類の年間引取計画量(トン)及び各年度の4月1日時点における予定保管量(トン)を5年度分記載してください。

再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画 記載例

HCFC(R22)

| | 年間引取計画量 (トン) ^(※) | 前年度からの繰り 越し量(トン) | 最繁忙日における 予定保管量(トン) |
|---------|--------------------------------|---------------------|-----------------------|
| 平成N年度 | | | |
| 平成N+1年度 | | | |
| 平成N+2年度 | | | |
| 平成N+3年度 | | | |
| 平成N+4年度 | | | |

^(※) 「最繁忙日における予定保管量」には、再生前のフロン類の予定保管量に加え、再生後のフロン類の予定保管量についても記載することとしてください。

(4)－5 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類

1. 装置の型式に応じた仕様書、取扱説明書、操作マニュアル等を添付してください。
2. 「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類」については、申請書の「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法(別紙Z)」の記載内容と同じか、より詳細な記述が必要です。現行の取扱説明書や操作マニュアル等の記述が不十分な場合には本申請を機会に修正を行うか新たに作成することが望まれます。

(5) 許可審査基準

(許可の基準)

法第五十一条：主務大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第四号及び第五号に掲げる事項が主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理に関する基準に適合するものであること。

法第50条第1項に定める第一種フロン類再生業者の許可に際しては、以下の構造に関する基準、能力に関する基準、使用及び管理に関する基準を満たしていることが必要です。

(5)－1 構造に関する基準について

※該当条文は P.12 を参照

- (1) 申請書の「第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力」欄の構造に関する記載内容について、フロン類の再生に必要な装置の記載の有無及びそれぞれの装置が申請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を実行できるものであること。

- ①再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができる装置を備えていること。
- ②年間再生処理可能量を充足できる装置を備えていること。
- ③別紙Xで方式毎に列記されている装置が全て記載されていること。
- ④別紙Xの「使用及び管理に必要な計測装置」については、申請書の「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法(別紙Z)」の記載内容からフロン類の再生に必要な装置の記載があること。
- ⑤別紙Xの「再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認に必要な分析機器」については、記載された機器に過不足がないこと。

- (2) 上記でそれぞれ確認した記載内容が添付書類「第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面」の記載内容と合致していること。

- (3) 上記の他、それぞれの装置が申請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を実行できること。

(5)－2 能力に関する基準について

※該当条文は P.17 を参照

- (1) 申請書の「第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力」欄の再生の能力に関する記載内容が、再生しようとするフロン類(CFC、HCFC、HFC(冷媒番号が異なるものは別の種類として取り扱う。))の引取計画量、再生処理可能量及び保管容量の面から、管理可能な状況にあること(管理可能な状況とは、繰越分を除き、原則として再生処理可能量が引取計画量より大きいことをいいます。)

(5)－3 使用及び管理に関する基準について

※該当条文は P.18 を参照

- (1) 申請書の「第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法(別紙Z)」欄の記載内容と、「施設の使用及び管理の方法を補足する書類」の記載内容が合致していること。

- ①「再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生」については、再生したフロン類の用途に応じた第一種フロン類再生施設等が整備されていること。
- ②「運転方法、フロン類等の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法」については、提出された運転管理に関するマニュアル等の内容に基づいて、温度条件、フロン類の投入量・流量、蒸留塔を用いる場合は蒸留塔内での還流時間等が妥当な設定となっていること。
- ③「再生をされなかったフロン類の処理方法」については、フロン類破壊業者に適切に引き渡す計画となっているかどうかを確認する。自らがフロン類破壊業者として再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合は、フロン類破壊施設への搬出・供給方法が適切であること。
- ④「再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管方法」については、保管場所の保管量、容器の保管の方法等の内容から適切に保管が行われることとなっていること。
- ⑤「保守点検の方法」については、別表1の内容から適切に点検が行われることとなっていること。
- ⑥「第一種フロン類再生施設等の状態の定常的な確認」については、運転方法、フロン類の供給方法、保守点検の方法等を遵守するために、第一種フロン類再生施設等の状態を計測装置等により定常的に確認することになっていること。
- ⑦「再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認方法」について、分析機器を自己保有する場合、委託分析の場合ともに分析対象物質、物質ごとの分析方法及び分析頻度が適切であること。

- ⑧「異常事態への対応方法」については、別表2の内容から異常発生時に速やかに対応できること。
- ⑨「再生をしたフロン類の純度、不純物濃度の確認方法及び譲渡する相手方への通知方法」については、分析方法や通知方法が適切であること。
- ⑩「フロン類破壊施設の管理責任者の選任」については、選任することが明確になっていること。

2 許可後の手続等

(1) 主務大臣による許可の実施

① 申請者への許可に係る文書の交付について

主務大臣は、審査により許可の基準を満たしていると認める場合は、申請者に許可した旨の文書を交付することになります。

また、許可の更新あるいは、変更の許可申請の場合も、同様に文書を交付します。

② 第一種フロン類再生業者名簿について

主務大臣は、以下の項目を記載した第一種フロン類再生業者名簿を備え、ホームページに掲載することにより一般の閲覧に供しています。

- ・許可番号
- ・許可年月日
- ・許可有効期間満了年月日
- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・事業所の名称及び所在地
- ・再生しようとするフロン類の種類

(2) 許可の更新

(許可の更新)

法第五十二条 第五十条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第五十条第二項及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお、その効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第一種フロン類再生業者は、許可を受けてから5年以内にその更新を受けなければなりません。許可の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。許可の更新の申請は、有効期間内の任意の時点で申請することができます。

① 更新の申請書

更新の申請書【P.51 参照】や必要な添付資料などについては、新規許可申請の場合と同様です。

② 更新後の有効期間

許可の更新が行われた場合には、従前の許可の有効期間の満了日の翌日から5

年が新たな有効期間です。

なお、許可の有効期間の満了日までに、主務大臣へ更新の申請が行われたものの、申請後に許可の有効期間の満了日を超えた時、主務大臣による許可(あるいは、不許可の処分)の手続きが完了するまでは、従前の許可は有効です。この場合、新たな許可の有効期間は、従前の許可の有効期限の満了の日の翌日から5年となります。

(3)変更の許可・届出

(3)－1 変更の許可申請

(変更の許可等)

法第五十三条 第一種フロン類再生業者は、第五十条第二項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする時は、主務省令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第五十一条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第一種フロン類再生業者は、第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更があったとき、又は第五十条第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項その他主務省令で定める事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(変更の許可)

省令第五十九条 法第五十三条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第五による申請書に第五十五条第一項第二号から第六号までに掲げる書類(その許可に係る変更後の書類をいう。)を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

(軽微な変更)

省令第六十条 法第五十三条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 再生をしようとするフロン類の種類を減少させるもの

二 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画の変更であって、引取りの量を減少させるもの

三 第一種フロン類再生施設等の数の減少であって、新たな施設等の設置を行わないもの

①変更の許可が必要な場合

以下の事項を変更しようとする場合、事前に変更許可申請書【P.50 参照】により申請を行い許可を得ることが必要となります。

イ 再生をしようとするフロン類の種類

ただし、「再生をしようとするフロン類の種類」に係る変更であっても、種類を減少させる場合は、変更の許可申請ではなく(3)－2変更の届出を行って下さい。

ロ フロン類の再生の用に供する施設の種類、数、構造及びその再生の能力

ただし、「フロン類の再生の用に供する施設の種類、数、構造及びその再生の能力」に係る変更であっても、フロン類再生施設の数の減少であって、新たな施設の設置を行わない場合は、変更の許可申請ではなく(3)－2変更の届出を行って下さい。

ハ フロン類再生施設の使用及び管理の方法

②変更の許可申請の添付書類

以下の添付書類(変更後の書類)が必要です。

- ・フロン類再生施設の構造を示す図面
- ・フロン類再生施設の再生の能力を説明する書類
- ・申請書に記載したフロン類再生施設の使用及び管理の方法を補足する書類

③事前の相談について

許可を受けずに変更を行った場合には法律違反となりますので、軽微な変更であっても事前に本手引き裏面の連絡先にご相談ください。

(3)－2 変更の届出

(変更の届出)

省令第六十一条 法第五十三条第三項の規定により届出をしようとする者は、様式第六による届出書を環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。この場合において、第一種フロン類再生業者が法人であり、かつ、法第五十条第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、登記事項証明書を添えるものとする。

①変更の届出が必要な場合

以下の事項に変更があった場合、変更の届出【P.52 参照】を行って下さい。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人の場合の代表者の氏名

ロ 事業所の名称及び所在地

ハ 再生をしようとするフロン類の種類(ただし、種類を減少させる場合に限る。)

ニ フロン類の再生の用に供する施設の種類、数、構造及びその再生の能力

(ただし、フロン類再生施設の数の減少であって、新たな施設の設置を行わない場合に限る。)

②届出の期限

変更があった日から 30 日以内に、その変更届出書に関係書類【登記簿謄本等の変更の内容を確認できるもの】を添付して主務大臣に届け出なければなりません。

③事前の相談について

変更の内容によっては届出ではなく許可申請が必要となる場合もありますので、事前に本手引き裏面の連絡先にご相談ください。

(4)廃業等の届出

(廃業等の届出)

法第五十四条 第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
その清算人

五 フロン類の再生の業務を廃止した場合 第一種フロン類再生業者であった個人又は第一種フロン類再生業者であった法人を代表する役員

六 フロン類の再生の業務を休止した場合又は休止した業務を再開した場合 第一種フロン類再生業者である個人又は第一種フロン類再生業者である法人を代表する役員

2 第一種フロン類再生業者が前項第一号から第五号までのいずれかに該当するに至ったときは、当該第一種フロン類再生業者に対する第五十条第一項の許可は、その効力を失う。

(廃業等の届出等に際しての再生量等の報告)

省令第六十二条 法第五十四条第一項の規定により第一種フロン類再生業者の廃業等の届出をする者は、当該届出とあわせて、法第六十条第三項の規定の例により、法第五十四条第一項各号に掲げる事由の生じた日の属する年度の業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとする。

2 第一種フロン類再生業者について、法第五十五条の規定により許可が取り消されたときは、当該第一種フロン類再生業者であった者は、法第六十条第三項の規定の例により、許可が取り消された日の属する年度の業務の実施の状況について主務大臣に報告するものとする。

法人が合併により消滅した場合やフロン類再生業を廃止した場合、該当するに至った日から、30日以内に主務大臣に届け出なければなりません。

(5)主務大臣による許可の取消し等

(許可の取消し等)

法第五十五条 主務大臣は、第一種フロン類再生業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種フロン類再生業者の許可を受けたとき。
- 二 その者の第一種フロン類再生施設等に係る構造、再生の能力並びに使用及び管理の方法が第五十一条第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三 第五十一条第二号イ、ロ、ニ又はへのいずれかに該当することとなったとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

主務大臣は、フロン類再生業者が次のような事項に該当するときは、許可の取消し、業務の停止などの処分を行います。

- ・不正の手段により、フロン類再生業者の許可を受けたとき。
- ・破壊の用に供する設備が、構造基準、能力基準、使用管理基準に適合しなくなったとき。
- ・「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」等に該当することとなったとき。
- ・この法律に基づく処分等に違反したとき。

3 第一種フロン類再生業者の再生義務等

(第一種フロン類再生業者の再生義務等)

法第五十八条 第一種フロン類再生業者は、第一種フロン類充填回収業者から第四十六条第一項の規定によりフロン類を引き取った場合において、当該フロン類の再生を行うときは、主務省令で定めるフロン類の再生に関する基準に従って、フロン類の再生を行わなければならない。

2 第一種フロン類再生業者は、前項の規定によりフロン類の再生を行った場合において、当該フロン類のうち再生をされなかったものがあるときは、フロン類破壊業者に対し、これを引き渡さなければならない。

3 第四十六条第二項の規定は、前項の規定によるフロン類の引渡しについて準用する。この場合において、同条第二項中「第一種フロン類充填回収業者」とあるのは、「第一種フロン類再生業者」と読み替えるものとする。

(第一種フロン類充填回収業者の引渡義務)

法第四十六条

2 第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。）は、前項の規定によるフロン類の引渡しに当たっては、主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準に従って、フロン類を運搬しなければならない。

(第一種フロン類充填回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準)

省令第五十条 法第四十六条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 回収したフロン類の移充填（回収したフロン類を充填する容器（以下この号及び次号において「フロン類回収容器」という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。

二 フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(フロン類の再生に関する基準)

省令第六十三条 法第五十八条第一項に定める基準は、法第五十条第二項に基づき提出した申請書中同項第五号に掲げる方法を遵守してフロン類の再生を行うこととする。

① 第一種フロン類再生業者の再生義務

第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取った場合において、当該フロン類の再生を行うときは、フロン類の再生に関する基準に従って、フロン類の再生を行わなければなりません。

② 再生されなかったフロン類のフロン破壊業者への引き渡し

第一種フロン類充填回収業者からフロン類を引き取り、再生を行った後、再生されなかったフロン類についてはフロン類破壊業者に引き渡さなければなりません。

③ 運搬に関する基準

フロン類の漏えいを防ぐため、フロン類を運搬するにあたり遵守すべき運搬基準を定めています。当該運搬基準は第一種フロン類再生業者に適用されます。

省令第 50 条第1号に掲げる「移充填」とは、フロン類を容器から容器へ移し換えることです。また、これを「みだりに行わない」とは、不必要な移充填を行ってはならないとの意味です。例えば回収したフロン類の輸送効率向上等のために行われている中継地点における移充填などは、これに該当しません。

省令第 50 条第2号は、運搬時のフロン類回収容器の取扱いに関して、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこととされています。

4 再生証明書

(再生証明書)

法第五十九条 第一種フロン類再生業者は、フロン類の再生を行ったときは、フロン類の再生を行ったことを証する書面（以下この条において「再生証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者に当該再生証明書を交付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類再生業者は、当該再生証明書の写しを当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定による再生証明書の交付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

一 当該フロン類を第三十九条第一項ただし書の規定により回収した場合
当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者

二 当該フロン類を第三十九条第五項の規定により第一種特定製品整備者から引き取った場合 当該第一種特定製品整備者

三 当該フロン類を第四十四条第一項の規定により第一種特定製品廃棄等実施者から引き取った場合 当該第一種特定製品廃棄等実施者

3 第一種特定製品整備者は、前項の規定による再生証明書の回付を受けたときは、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種特定製品整備者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(再生証明書の記載事項)

省令第六十四条 法第五十九条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 二 フロン類の引取りを終了した年月日
- 三 引き取ったフロン類の種類ごとの量及び引取りの際にフロン類が充填されていた容器の識別番号
- 四 再生を行った第一種フロン類再生業者の氏名又は名称、住所及び許可番号
- 五 再生証明書の交付年月日
- 六 フロン類の再生を行った年月日
- 七 再生を行ったフロン類の種類ごとの量及びフロン類の再生を行った場合において、再生をされなかったフロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類ごとの量（自らがフロン類破壊業者として破壊した場合にあっては、その旨並びに破壊した年月日及び破壊したフロン類の種類ごとの量を含む。）

(再生証明書の交付)

省令第六十五条 法第五十九条第一項の規定による再生証明書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号、引き取ったフロン類の種類ごとの量、再生を行ったフロン類の種類ごとの量並びに再生をされなかったフロン類としてフロン類破壊業者に引き渡すこととしたフロン類の種類ごとの量が再生証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 二 フロン類の再生を行った日から三十日以内に交付すること。

(第一種フロン類再生業者の再生証明書の写しの保存期間)

省令第六十六条 法第五十九条第一項の主務省令で定める期間は、三年間とする。

(第一種フロン類充填回収業者等の再生証明書の写しの保存期間)

省令第六十七条 前条の規定は、法第五十九条第二項及び第三項の主務省令で定める期間について準用する。

①概要

再生業者は、フロン類の回収を行った充填回収業者に対し、再生証明書を交付します。

また、充填回収業者は、当該証明書の写しを保存するとともに、元々の回収を委託した第一種特定製品整備者に回付することとされています。

さらに、整備者は、当該証明書について、写しを保存するとともに、元々の整備を発注した管理者に回付することとされています。

第一種フロン類再生業者及び整備者は、証明書の写しを3年間保存する必要があります。

②再生証明書の交付を要しないケース

省令第49条業者から引き渡された場合、第一種特定製品からの回収フロン類でない場合は、再生業者は、再生証明書の交付を要しません。しかしながら、確実な処理の確認という観点から、再生に関する何らかの証明書を交付することが望ましいです。

③複数の管理者から引き取ったフロン類を1つのボンベで再生業者に引き渡す場合

再生証明書の交付・回付等の際に以下のどちらかの対応とするよう、充填回収業者と再生業者の間で事前に調整しておく必要があります。

(1)再生業者が交付する再生証明書は、ボンベごとに1枚とし、交付を受けた充填回収業者が回付する複数の管理者分をコピーし管理者に回付します。この場合、コピーには再生証明書の原本のコピーである旨記載することが望ましいです。

(2)再生業者又は破壊業者が交付する再生証明書は、複数の管理者分を充填回収業者に交付し、交付を受けた充填回収業者はそれぞれの管理者に原本を回付します。この場合、予め充填回収業者から再生業者に対し管理者の氏名等の情報が提供され、その情報が各々の証明書に記載の上交付されることで、充填回収業者による迅速な回付が期待されます。

表 再生証明書の回付・写しの保存

| 整備時／廃棄時等の別 | | 再生業者／破壊業者 | 充填回収業者 | 整備者 |
|------------|--|---|---|---|
| 整備時 | 整備者 →再生業者・破壊業者 (整備者が充填回収業者である場合) | <ul style="list-style-type: none"> 再生証明書／破壊証明書の充填回収業者への交付 交付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 | <ul style="list-style-type: none"> 再生証明書／破壊証明書の整備発注者（管理者）への回付 回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 | |
| | 整備者 →充填回収業者 →再生業者・破壊業者 | | <ul style="list-style-type: none"> 再生証明書／破壊証明書の整備者への回付 回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 | <ul style="list-style-type: none"> 再生証明書／破壊証明書の整備発注者（管理者）への回付 回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 |
| 廃棄時等 | | | <ul style="list-style-type: none"> 再生証明書／破壊証明書の廃棄等実施者への回付 回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 | — |

<参考>

再生証明書の様式の一例として、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が定めたものがあります (<http://www.jreco.or.jp/koutei.html>)。

5 第一種フロン類再生業者の記録

(再生量の記録等)

法第六十条 第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、再生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項に関し記録を作成し、これをその業務を行う事業所に保存しなければならない。

- 2 第一種フロン類再生業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る前項の規定による記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
- 3 第一種フロン類再生業者は、主務省令で定めるところにより、フロン類の種類ごとに、毎年度、前年度において再生をした量、フロン類破壊業者に引き渡した量その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(再生量の記録等)

省令第六十八条 法第六十条第一項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 フロン類を引き取った又は再生を受託した年月日及び当該フロン類の種類ごとの量
 - 二 フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者又は第四十九条第一号の規定により都道府県知事が認めた者の氏名又は名称
 - 三 フロン類の再生を行った年月日及び当該フロン類の種類ごとの量
 - 四 フロン類の再生を行った場合において、再生をされなかったフロン類をフロン類破壊業者に引き渡したときの引き渡した年月日、引き渡したフロン類破壊業者の氏名又は名称並びに引き渡したフロン類の種類ごとの量
- 2 第一種フロン類再生業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の引取り、再生又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録をその作成の日から五年間保存しなければならない。

①記録の内容

フロン類再生業者が必ず記録しなければならない内容は、次のとおりです。

フロンの種類(冷媒番号(R12、R134a等))ごとに、

- 1) フロン類を引き取った又は再生を受託した年月日及び当該フロン類の種類ごとの量
- 2) フロン類の引取りを求めた第一種フロン類充填回収業者又は省令第49条第1号の規定により都道府県知事が認めた者の氏名又は名称

3) フロン類の再生を行った年月日及び当該フロン類の種類ごとの量

4) フロン類の再生を行った場合において、再生をされなかったフロン類をフロン破壊業者に引渡したときの引き渡した年月日、引き渡したフロン類破壊業者の氏名又は名称並びに引き渡したフロン類の種類ごとの量

なお、受入れ時に、第一種フロン類充填回収業者からの引取り又は省令第 49 条の引取りのいずれかに該当するか確認する必要があります。必要に応じて登録番号等により確認してください。

【 P.55 参考様式参照】

①記録方法

- ・フロン類再生業者の記録は、帳簿を備え、これを5年間保存することが必要です。
- ・帳簿のかわりに帳簿は電子媒体等の電磁的方法により作成し、保存することができます。
- ・帳簿のかわりに伝票を活用してもよいものとします。

②記録の閲覧

第一種フロン類再生業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者、これらの者に係る記録を閲覧したい旨の申出があったときは応じなければなりません。

ただし、正当な理由がある場合には、当該閲覧の申出を拒否することができます(法第 60 条第2項)。

なお、閲覧とは、請求者に調べてみる機会を与えるものであり、記録が備えられている所で行うものです。

6 主務大臣への報告

①報告義務

第一種フロン類再生業者は、毎年度、前年度において再生をした量等について、省令で規定される様式第7【P.53 参照】により作成した報告書に必要事項を記載した上で、年度終了後 45 日以内(5月 15 日まで)に主務大臣に提出しなければなりません。

※年度は毎年4月1日から翌年3月 31 日までとします。

なお、再生量等実績がない場合であっても、報告する必要があります。

②報告内容

報告書に記載する内容は次のとおりです。

フロンの種類(冷媒番号(R12、R134a等))ごとに、

- 1) 引き取ったフロン類の量
 - ・第一種フロン類回収業者から引き取った量
 - ・省令第49条に規定する者から引き取った量
- 2) 年度当初に保管していたフロン類の量
- 3) 再生をしたフロン類の量
- 4) 年度末に保管していたフロン類の量

③報告書作成に関する留意点

(1) 原則、「引き取った量の合計」及び「年度当初に保管していた量」の和が「再生した量」、「フロン類破壊業者に引き渡した量」及び「年度末に保管していた量」の和に等しくなります(数値は小数点以下第1位まで記載ください。)

第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)以外のものに充填されていたフロン類(例:家庭用冷蔵庫や家庭用エアコンに充填されていたもの)や冷媒用途以外に使用されていたフロン類については、再生することは差し支えありませんが、報告書には含めないようにしてください。回収業者等からフロン類の引取りを求められた際にはこれらのフロン類が含まれていないかどうかを確認してください。なお、数値は、小数点以下第1位まで記載ください。

Ⅲ 資料

- 1 第一種フロン類再生業者許可申請書 (省令様式第5)
- 2 第一種フロン類再生業者変更の許可申請書 (省令様式第5)
- 3 第一種フロン類再生業者許可の更新申請書 (省令様式第5)
- 4 第一種フロン類再生業者変更届出書 (省令様式第6)
- 5 第一種フロン類再生量等に関する報告書 (省令様式第7)
- 6 法第51条第2号の各項目に該当しないことを誓約した旨の書面の例
- 7 第一種フロン類再生量等の記録の参考様式

- 備考 ・1～5の書類は省令で定められた様式を記入しやすいような形にしています。
- ・個人として申請される場合は、「名称」及び「代表者の氏名」の項目を「氏名」と変更して、姓名を記入してください。
 - ・1～6については、用紙の大きさをA4にしてください。7については自由です。
 - ・1～6については、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
- この場合において、署名は必ず本人が自署としなければなりません。
- ・2及び3については、※印の欄を必ず記載してください。
(なお、「※」は記載しなくて結構です。)
 - ・複数の事業所を持つ再生業者の方が、4及び5の提出を行う場合には、「許可番号」の項目の下に届出、報告の対象となる事業所名を追記してください。

(省令様式第5)

第一種フロン類再生業者許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿
環 境 大 臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第50条第2項の規定により、第一種フロン類再生業の許可を申請します。

| | |
|-----------------------------|--------|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名 称 | |
| 所在地 | (郵便番号) |
| | 電話番号 |
| 再生をしようとするフロン類の種類 | |
| 再生をしたフロン類の用途 | |
| 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力 | |
| 種類 | |
| 数 | |
| 構造 | |
| 再生の能力 | |
| 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法 | |

第一種フロン類再生業者変更の許可申請書

| | |
|--------|----------|
| ※許可番号 | |
| ※許可年月日 | 平成 年 月 日 |

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第53条第1項の規定により、第一種フロン類再生業の変更の許可を申請します。

| | |
|-----------------------------|----------------|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名 称 | |
| 所在地 | (郵便番号) 電話番号 |
| 再生をしようとするフロン類の種類 | |
| 再生をしたフロン類の用途 | |
| 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力 | |
| 種類 | |
| 数 | |
| 構造 | |
| 再生の能力 | |
| 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法 | |

第一種フロン類再生業者許可の更新申請書

| | |
|--------|----------|
| ※許可番号 | |
| ※許可年月日 | 平成 年 月 日 |

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第52条第2項の規定により、第一種フロン類再生業の許可の更新を申請します。

| | |
|-----------------------------|----------------|
| 事業所の名称及び所在地 | |
| 名 称 | |
| 所在地 | (郵便番号) 電話番号 |
| 再生をしようとするフロン類の種類 | |
| 再生をしたフロン類の用途 | |
| 第一種フロン類再生施設等の種類、数、構造及び再生の能力 | |
| 種類 | |
| 数 | |
| 構造 | |
| 再生の能力 | |
| 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法 | |

(省令様式第6)

第一種フロン類再生業者変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可番号

第一種フロン類再生業者に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第53条第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

| | 新 | 旧 |
|-------|---|---|
| 変更の内容 | | |
| 変更理由 | | |

(省令様式第7)

フロン類再生量等に関する報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

(郵便番号)

住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
許可番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 60 条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

| フロン類の種類 | 1) | 2) | 3) | 4) | 5) |
|------------------------|----|----|----|----|----|
| ①第一種フロン類充填回収業者から引き取った量 | kg | kg | kg | kg | kg |
| ②第49条第1号に規定する者から引き取った量 | kg | kg | kg | kg | kg |
| ③引き取った量の合計 | kg | kg | kg | kg | kg |
| ④年度当初に保管していた量 | kg | kg | kg | kg | kg |
| ⑤再生をした量 | kg | kg | kg | kg | kg |
| ⑥フロン類破壊業者に引き渡した量 | kg | kg | kg | kg | kg |
| ⑦年度末に保管していた量 | kg | kg | kg | kg | kg |

誓約書

許可申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第51条第2号の各項目に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者 印

経済産業大臣 殿
環境大臣 殿

※法人の場合は申請者として名称と代表者の氏名を記載してください。

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課オゾン層保護等推進室
〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
電話 03-3501-1511（代表）

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課フロン対策室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
電話 03-3581-3351（代表）